

平成30年第 1 回

小松市議会定例会議案

平成30年(2018年) 2 月

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第10号	平成29年度小松市一般会計補正予算(第6号)……………	1
議案第11号	平成29年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)……………	11
議案第12号	平成29年度小松市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)……………	15
議案第13号	平成29年度小松市公債管理特別会計補正予算(第2号)……………	19
議案第14号	平成29年度小松市後期高齢者医療会計補正予算(第2号)……………	23
議案第15号	平成29年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算(第3号)……………	27
議案第16号	小松市部設置条例の一部を改正する条例について……………	29
議案第17号	小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例 について……………	33
議案第18号	小松市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について…	35
議案第19号	小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ いて……………	37
議案第20号	小松市多様なコミュニケーション手段の利用を促進する条例につい て……………	39
議案第21号	小松市医療費助成条例の一部を改正する条例について……………	43
議案第22号	こまつ820ステーション条例について……………	45
議案第23号	町家ハウスRyusuke条例について……………	49
議案第24号	小松市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について……………	55
議案第25号	小松市手数料条例の一部を改正する条例について……………	57
議案第26号	小松市科学教育振興奨励基金条例の一部を改正する条例について……………	61
議案第27号	小松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について…	63
議案第28号	小松市有線ラジオ放送施設の設置等に関する条例を廃止する条例に ついて……………	65
議案第29号	小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………	67
議案第30号	小松市国民健康保険条例の一部を改正する条例について……………	69

議案第31号	小松市介護保険条例の一部を改正する条例について……………	73
議案第32号	小松市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について……………	75
議案第33号	小松市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	89
議案第34号	小松市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について……………	91
議案第35号	小松市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について……………	103
議案第36号	小松市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	107
議案第37号	小松市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について…	109
議案第38号	小松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について……………	111
議案第39号	小松市農業集落排水処理施設維持管理基金条例の一部を改正する条例について……………	113
議案第40号	小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正する条例について……………	115
議案第41号	公立大学法人公立小松大学中期目標について……………	117
議案第42号	市道路線の認定について……………	127
議案第43号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について……………	129
議案第44号	財産の譲渡について……………	133
報告第1号	専決処分の報告について……………	135

議案第10号

平成29年度小松市一般会計補正予算 (第6号)

平成29年度小松市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ562,023千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,553,699千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	市税	15,520,000	160,000	15,680,000
	1 市民税	6,880,000	184,000	7,064,000
	2 固定資産税	6,710,000	△10,000	6,700,000
	3 軽自動車税	254,000	8,000	262,000
	4 市たばこ税	710,000	△16,000	694,000
	5 入湯税	54,000	△6,000	48,000
5	株式等譲渡所得割交付金	40,000	50,000	90,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	40,000	50,000	90,000
8	自動車取得税交付金	80,000	30,000	110,000
	1 自動車取得税交付金	80,000	30,000	110,000
9	国有提供施設等所在市助成交付金	290,000	9,000	299,000
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	290,000	9,000	299,000
11	地方交付税	6,359,000	50,000	6,409,000
	1 地方交付税	6,359,000	50,000	6,409,000
13	分担金及び負担金	247,612	13,400	261,012
	1 分担金	47,901	14,800	62,701
	2 負担金	199,711	△1,400	198,311
14	使用料及び手数料	736,349	3,600	739,949
	1 使用料	402,276	3,600	405,876
15	国庫支出金	9,545,630	427,374	9,973,004
	1 国庫負担金	4,350,014	28,035	4,378,049
	2 国庫補助金	5,151,467	399,339	5,550,806
16	県支出金	3,493,604	35,487	3,529,091
	1 県負担金	2,024,693	15,393	2,040,086
	2 県補助金	1,191,984	20,094	1,212,078
18	寄附金	307,074	47,592	354,666

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 寄附金	307,074	47,592	354,666
20	繰越金	234,260	21,061	255,321
	1 繰越金	234,260	21,061	255,321
21	諸収入	724,800	△71,191	653,609
	4 雑入	524,588	△75,015	449,573
	5 受託事業収入	0	3,824	3,824
22	市債	6,358,400	△214,300	6,144,100
	1 市債	6,358,400	△214,300	6,144,100
歳 入 合 計		47,991,676	562,023	48,553,699

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	4,298,875	48,682	4,347,557
	1 総務管理費	3,724,251	48,682	3,772,933
3	民生費	14,699,646	173,431	14,873,077
	1 社会福祉費	6,665,392	49,822	6,715,214
	2 児童福祉費	7,136,027	105,581	7,241,608
	3 生活保護費	898,227	18,028	916,255
4	衛生費	6,986,437	0	6,986,437
	1 保健衛生費	808,560	0	808,560
	2 環境対策費	5,459,954	0	5,459,954
6	農林水産業費	1,352,611	△30,113	1,322,498
	1 農業費	1,061,193	△46,394	1,014,799
	2 林業費	264,061	16,281	280,342
7	商工費	836,555	△12,600	823,955
	1 商工費	836,555	△12,600	823,955
8	土木費	7,089,032	399,002	7,488,034
	1 土木管理費	103,032	0	103,032
	2 道路橋りょう費	1,325,802	458,802	1,784,604
	3 河川費	273,204	0	273,204
	4 都市計画費	1,779,475	△61,800	1,717,675
	6 飛行場費	839,469	2,000	841,469
9	消防費	1,389,448	△1,000	1,388,448
	1 消防費	1,389,448	△1,000	1,388,448
10	教育費	4,427,768	3,621	4,431,389
	1 教育総務費	508,938	119	509,057
	2 小学校費	572,889	0	572,889
	3 中学校費	336,719	0	336,719

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	5 社会教育費	1,443,522	467	1,443,989
	6 保健体育費	1,060,126	3,035	1,063,161
12	公債費	6,539,600	△19,000	6,520,600
	1 公債費	6,539,600	△19,000	6,520,600
歳 出 合 計		47,991,676	562,023	48,553,699

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
6. 農水産業費	1. 農業費	農業経営体育成支援費	40,850
		県営土地改良費負担金	59,078
	2. 林業費	県営広域基幹林道整備費負担金	5,921
		林業専用道開設費	22,040
7. 商工費	1. 商工費	遊泉寺銅山跡整備費	21,000
8. 土木費	2. 道橋りょう費	道路整備費	50,000
		橋りょう改修等整備費	28,500
		特別道路整備費	8,648
	3. 河川費	都市排水路整備費	131,405
	4. 都市計画費	都市計画調査費	3,240
		北国街道無電柱化整備費	43,761
		(仮称) 栗津温泉交流広場整備費	95,280
		栗津駅西側線整備費	38,494
		南加賀ターミナル機能強化調査費	3,000
		(仮称) 梅田地区はつらつセンター整備費	59,086
		幸八幡線整備費	29,275
		今江春日神社線外1路線整備費	13,000
	6. 飛行場費	学習等供用施設建設費	13,700

第3表 地方債補正

(追加)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(仮称)梅田地区はっつーセンター整備費	38,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
耐震性貯水槽設置費	2,200			
消防団車購入費	2,000			
小学校整備費	5,800			
中学校整備費	2,700			
計	50,800			

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公立小松大学施設整備費	81,800	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	70,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
市民センター改修費	109,500				108,000			
私立認定こども園・保育所施設整備費	75,700				149,000			
(仮称)エコロジーパークこまつ・クリーンセンター建設費	2,331,500				1,935,100			
県単土地費	9,500				6,100			

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方 法	利 率	償還の方法
県 営 土 地 費 改 良 費	18,500	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率見直 しを行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、 財政の状況 により償還 年限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	46,400	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率見直 しを行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、 財政の状況 により償還 年限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。
水 利 施 設 費 改 修 費	18,900				16,700			
県 単 林 道 費 整 備 費	2,500				5,800			
県営広域基幹 林道整備費	20,700				15,000			
北 谷 線 費 開 設 費	18,400				16,900			
道路橋りょう 整 備 費	343,500				385,000			
県 営 道 路 費 改 良 舗 装 費	38,100				44,700			
都 市 排 水 路 費 整 備 費	91,000				101,400			
小 松 駅 周 辺 施設等整備費	44,300				55,300			
北 国 街 道 化 無 電 柱 費 整 備 費	18,400				23,100			
(仮 称) 栗津温泉交流 広 場 整 備 費	162,500				186,100			
栗津駅西側線 整 備 費	44,700				42,800			
(仮 称) 小 松 駅 南 駐車場整備費	184,000				184,200			

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
(仮称) 学生 ま ち な か 文化・交流館 整 備 費	27,500	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	44,200	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。
街 路 整 備 費	42,400				36,500			
県 営 街 路 整 備 費	90,000				86,400			
公 園 施 設 リニューアル費	12,300				10,400			
基 地 周 辺 道 路 整 備 費	32,400				27,800			
防 災 行 政 無 線 整 備 費	40,700				37,200			
防 災 体 制 強 化 費	2,700				600			
カヌー競技 施設整備費	65,000				66,700			
安 宅 新 地 区 土地区画整理 調 査 費	28,500	同 上	同 上	同 上	—	—	—	—
高規格救急車 購 入 費	12,100							
計	6,358,400				6,093,300			

議案第11号

平成29年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度小松市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ189,865千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,086,508千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	国庫支出金	2,219,900	△43,000	2,176,900
	1 国庫負担金	1,716,100	△39,000	1,677,100
	2 国庫補助金	503,800	△4,000	499,800
3	療養給付費交付金	86,001	78,975	164,976
	1 療養給付費交付金	86,001	78,975	164,976
5	県支出金	623,100	△149,800	473,300
	1 県負担金	99,100	△19,000	80,100
	2 県補助金	524,000	△130,800	393,200
6	共同事業交付金	2,512,000	△112,500	2,399,500
	1 共同事業交付金	2,512,000	△112,500	2,399,500
8	繰入金	876,933	△31,174	845,759
	1 一般会計繰入金	718,240	11,968	730,208
	2 基金繰入金	158,693	△43,142	115,551
9	繰越金	1	67,634	67,635
	1 繰越金	1	67,634	67,635
歳 入 合 計		12,276,373	△189,865	12,086,508

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	143,333	326	143,659
	1 総務管理費	143,173	326	143,499
2	保険給付費	7,604,730	8,975	7,613,705
	1 療養諸費	6,568,800	60,525	6,629,325
	2 高額療養費	1,004,620	△51,550	953,070
3	後期高齢者支援金等	1,209,100	△4,400	1,204,700
	1 後期高齢者支援金等	1,209,100	△4,400	1,204,700
5	介護納付金	405,000	3,400	408,400
	1 介護納付金	405,000	3,400	408,400
6	共同事業拠出金	2,695,810	△267,900	2,427,910
	1 共同事業拠出金	2,695,810	△267,900	2,427,910
7	保健事業費	195,085	2,100	197,185
	2 保健事業費	123,085	2,100	125,185
10	諸支出金	16,859	67,634	84,493
	1 償還金及び還付加算金	10,901	67,634	78,535
歳 出 合 計		12,276,373	△189,865	12,086,508

議案第12号

平成29年度小松市介護保険事業特別会 計補正予算（第4号）

平成29年度小松市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99,530千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,879,481千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	2,145,976	△26,711	2,119,265
	1 国庫負担金	1,655,601	△22,106	1,633,495
	2 国庫補助金	490,375	△4,605	485,770
4	支払基金交付金	2,660,988	△34,387	2,626,601
	1 支払基金交付金	2,660,988	△34,387	2,626,601
5	県支出金	1,416,559	△17,808	1,398,751
	1 県負担金	1,342,420	△17,808	1,324,612
7	繰入金	1,372,680	△20,624	1,352,056
	1 一般会計繰入金	1,366,938	△14,882	1,352,056
	2 基金繰入金	5,742	△5,742	0
歳 入 合 計		9,979,011	△99,530	9,879,481

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	129,262	470	129,732
	1 総務管理費	75,462	870	76,332
	2 介護認定審査会費	53,800	△400	53,400
2	保険給付費	9,224,000	△100,000	9,124,000
	1 介護サービス及び介護予防サービス等諸費	9,216,000	△100,000	9,116,000
歳 出 合 計		9,979,011	△99,530	9,879,481

議案第13号

平成29年度小松市公債管理特別会計補 正予算（第2号）

平成29年度小松市の公債管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ683,200千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,412,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	6,536,600	△17,000	6,519,600
	1 一般会計繰入金	6,536,600	△17,000	6,519,600
2	市債	2,558,900	△666,200	1,892,700
	1 市債	2,558,900	△666,200	1,892,700
歳 入 合 計		9,095,500	△683,200	8,412,300

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	公債費	9,095,500	△683,200	8,412,300
	1 公債費	9,095,500	△683,200	8,412,300
歳 出 合 計		9,095,500	△683,200	8,412,300

第2表 地方債補正

(変 更)

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
公 債 管 理 債 借 換 債	2,558,900	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	1,892,700	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。
計	2,558,900				1,892,700			

議案第14号

平成29年度小松市後期高齢者医療特別 会計補正予算（第2号）

平成29年度小松市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,989千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,404,601千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	347,725	△11,989	335,736
	1 一般会計繰入金	347,725	△11,989	335,736
	歳 入 合 計	1,416,590	△11,989	1,404,601

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	後期高齢者医療広域連合納付金	1,331,837	△11,989	1,319,848
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,331,837	△11,989	1,319,848
歳 出 合 計		1,416,590	△11,989	1,404,601

議案第15号

平成29年度国民健康保険小松市民病院 事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成29年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	8,196,000千円	350,000千円	8,546,000千円
第1項 医業収益	7,577,271千円	350,000千円	7,927,271千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	8,189,800千円	350,000千円	8,539,800千円
第1項 医業費用	8,078,659千円	350,000千円	8,428,659千円

議案第16号

小松市部設置条例の一部を改正する条例について

小松市部設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市部設置条例の一部を改正する条例

小松市部設置条例（昭和55年小松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市民福祉部	「市民共創部
予防先進部	予防先進部
経済観光文化部	にぎわい交流部
環境共生部	産業未来部
ふるさと共創部」を	」に改める。

第2条の表中

「	(3) 情報政策に関すること。 (4) 職員の人事及び福利厚生に関すること。 (5) 議会及び財政全般に関すること。 (6) 広報及び広聴に関すること。 (7) 秘書及び褒賞に関すること。	を
---	--	---

「	(3) 空港の利活用に関すること。 (4) 情報政策に関すること。 (5) 職員の人事及び福利厚生に関すること。 (6) 議会及び財政全般に関すること。 (7) 広報及び広聴に関すること。 (8) 秘書及び褒賞に関すること。	に
----------	--	----------

「	市民福祉部	(1) 子育て支援に関すること。 (2) 社会福祉に関すること。 (3) 戸籍，住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。 (4) 総合窓口及び市民生活に関すること。	」を
---	-------	--	----

「	市民共創部	(1) 戸籍，住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。 (2) 総合窓口及び市民生活に関すること。 (3) 多文化共生に関すること。 (4) 子育て支援に関すること。 (5) 市民協働全般に関すること。 (6) 男女共同参画に関すること。 (7) 生涯学習に関すること。	」に，
---	-------	--	-----

「		(5) 小松市民病院に関すること。	」を
---	--	-------------------	----

「		(5) 社会福祉に関すること。 (6) 小松市民病院に関すること。	」に，
---	--	--------------------------------------	-----

「	経済観光文化部	(1) 観光及び物産振興に関すること。 (2) 空港の利活用に関すること。 (3) 国際交流及び多文化共生に関すること。 (4) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。 (5) 商業及び工業に関すること。 (6) 労働に関すること。	
	環境共生部	(1) 環境政策に関すること。	

	(2) 環境保全及び公害対策に関すること。 (3) 廃棄物の減量及び処理に関すること。 (4) 農業，林業及び水産業に関すること。 (5) 自然環境の活用に関すること。
ふるさと共創部	(1) 市民協働全般に関すること。 (2) 男女共同参画に関すること。 (3) 生涯学習に関すること。 (4) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

」を

「

にぎわい交流部	(1) 観光及び物産振興に関すること。 (2) 国際交流に関すること。 (3) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。 (4) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
産業未来部	(1) 商業及び工業に関すること。 (2) 労働に関すること。 (3) 農業，林業及び水産業に関すること。 (4) 自然環境の活用に関すること。 (5) 環境政策に関すること。 (6) 環境保全及び公害対策に関すること。 (7) 廃棄物の減量及び処理に関すること。

」に

改める。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

議案第17号

小松市情報公開及び個人情報保護に関する 条例の一部を改正する条例について

小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部 を改正する条例

小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成7年小松市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「実施機関の職員が職務上作成し」を「実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し」に改め、同条第11号中「及び消防長」を「，消防長，水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長並びに本市が設立した地方独立行政法人」に改める。

第6条第1項第2号ウ中「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削り、同項第4号中「市政執行」を「実施機関が実施する業務」に改め、同号イ中「市の内部又は市と国若しくは他の地方公共団体」を「実施機関の内部，実施機関相互又は実施機関と国，独立行政法人，地方公共団体若しくは地方独立行政法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「国等」という。）」に改め、同号ウ中「国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）」を「国等」に改め、同号エ中「市の職員」を「実施機関の職員」に改める。

第20条第1項第6号中「地方独立行政法人」の次に「（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）」を加える。

第47条第3項中「市の」を「本市の」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第18号

小松市職員の育児休業に関する条例の 一部を改正する条例について

小松市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市職員の育児休業に関する条例の一部を改正す る条例

小松市職員の育児休業に関する条例（平成4年小松市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア[㊦]中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「いう。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において

育児休業をしているとき又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしているとき。

- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当するとき。

第3条第7号中「すること」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(市長への委任)

第2条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第19号

小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小松市特別職の職員の給与に関する条例（昭和33年小松市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

- 35 この条例にかかる市長の給料月額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。
- 36 この条例にかかる副市長の給料月額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。
- 37 前2項の規定は、小松市特別職の職員の退職手当に関する条例に規定する退職手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第20号

小松市多様なコミュニケーション手段 の利用を促進する条例について

小松市多様なコミュニケーション手段の利用を促進する条例を次のように制定する。

小松市多様なコミュニケーション手段の利用を促進 する条例

小松市は、すべての人が安心して暮らし続けることのできるやさしいまちを目指し、まちづくりを進めています。

私たちは、日々、多種多様な情報を収集し、多くの人々と交流し、相互理解を深め、人間関係を構築しながら日常生活や社会生活を送っており、すべての人々が、やさしく、わかりやすいコミュニケーションができることを希求しています。

障がいのある人のコミュニケーション手段には、手話言語をはじめ、音声言語、文字、点字、代筆、代読など多様なものがあります。障がいのある人が、自身にとって適時適切な手段の選択ができるように環境を整え、意思の疎通が円滑に図られることが重要です。

そこで、小松市は、障がいのある人のコミュニケーション手段について選択の機会を確保し、拡大し、すべての人々が等しくコミュニケーションを行い、障がいのある人の人格を尊重するとともに、障がいのある人もない人も相互に理解を深め、もってすべての人が主体的にいきいきと暮らせる「やさしさあふれる共生のまち」の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、障がいのある人のコミュニケーションについて基本理念

を定め、小松市（以下「市」という。）の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障がいのある人と障がいのない人が日常生活又は社会生活を営む上で円滑なコミュニケーションを図ることができる共生社会の実現に寄与することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障がい（以下これらを「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいいます。
- (2) コミュニケーション手段 手話言語、音声言語、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、拡大文字、代筆、代読、触手話、指点字、平易な言葉（わかりやすい日本語）、その他情報取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として活用されるもの（絵図、記号、写真、イラスト等）をいいます。
- (3) 合理的な配慮 障がいのある人が日常生活又は社会生活において、障がいのない人と同等の権利を行使することを確保するための必要かつ適切な現状の変更又は調整のことをいいます。
- (4) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念等をいいます。
- (5) 市民 市内に居住する者、在勤する者又は在学する者をいいます。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。

（基本理念）

第3条 障がいのある人と障がいのない人が相互に理解を深め、個性と人格を尊重します。

2 障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進により、

可能な限りその選択の機会を確保し拡大を図ります。

- 3 障がいのある人も障がいのない人も分け隔てなく暮らすことのできる地域を築き、共に支え合う共生社会の実現を目指します。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次の各号に掲げる施策を推進する責務を有します。

- (1) 市民、事業者等に対する多様なコミュニケーション手段の理解及び普及を促進すること。
- (2) 市民、事業者等が障がいの特性に応じたコミュニケーションに関する合理的な配慮を行うことができるよう支援をすること。
- (3) 多様なコミュニケーション手段を学ぶ機会の確保と人材を育成すること。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、地域社会を構成する一員として、日常生活又は社会生活を営む場において障がいの特性に応じたコミュニケーションに関する合理的な配慮を行うよう努めます。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、その事業活動において障がいの特性に応じたコミュニケーションに関する合理的な配慮を行うとともに、市の施策に進んで協力するよう努めます。

(財政上の措置)

第7条 市は、基本理念に基づくコミュニケーションに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第21号

小松市医療費助成条例の一部を改正する 条例について

小松市医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市医療費助成条例の一部を改正する条例

第1条 小松市医療費助成条例（昭和48年小松市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「，心身障害者」を「，障がい者」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「，心身障害者」を「，障がい者」に改め，同条第1号中「心身障害者」を「障がい者」に，「規定により，身体障害者手帳」を「規定により身体障害者手帳」に，「1級，2級及び3級」を「1級，2級又は3級」に，「並びに「療育手帳制度について」」を「，「療育手帳制度について」」に，「「A」及び「B」」を「「A」又は「B」」に改め，「総合判定を受けたもの」の次に「又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害等級が1級に該当するもの」を加え，同号ただし書を削る。

第3条中「心身障害者」を「障がい者」に改める。

第4条第1項中「心身障害者」を「障がい者」に，「対象障害者等」を「対象障がい者等」に改め，同項に次の1号を加える。

(7) 基準日65歳以上者で，判定基準日より前に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

第2条 小松市医療費助成条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例中第1条の規定は平成30年8月1日から、第2条の規定は平成31年8月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の小松市医療費助成条例第2条第1号の規定（「総合判定を受けたもの」の次に「又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害等級が1級に該当するもの」を加える部分に限る。）及び第4条第1項第7号の規定は、平成30年8月1日以後の保険診療に係る医療費について適用し、同日前の保険診療に係る医療費については、なお従前の例による。

第3条 第2条の規定による改正後の小松市医療費助成条例第4条第1項の規定は、平成31年8月1日以後の保険診療に係る医療費について適用し、同日前の保険診療に係る医療費については、なお従前の例による。

議案第22号

こまつ820ステーション条例について

こまつ820ステーション条例を次のように制定する。

こまつ820ステーション条例

(設置)

第1条 この条例は、小松駅及び周辺施設を利用する人が集い、及び交流するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、小松市土居原町466番地2にこまつ820ステーションを設置する。

(開館時間及び休館日)

第2条 こまつ820ステーション（以下「施設」という。）の開館時間は、午前8時から午後8時までとし、施設の休館日は設けない。ただし、市長が認めるときは、施設の開館時間の変更、又は施設の休館ができる。この場合において、市長は、その旨を掲示その他の方法により周知するものとする。

(利用の制限)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の施設の利用を拒み、又は退去を命じることができる。

- (1) 公益、公安を害し、又は風俗を乱すおそれがある者
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (3) 管理上支障がある者
- (4) その他市長が施設の利用を不相当と認める者

(禁止行為)

第4条 施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) ごみ等を投棄すること。
- (3) 許可のないはり紙、広告及びこれらに類するものを掲示すること。
- (4) 公衆の利用に迷惑を及ぼすこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、施設の管理運営に支障を生じさせること。

(販売行為等)

第5条 利用者は、施設を利用して販売行為、営業行為等営利を目的とする行為を行う場合、あらかじめ市長の許可を得た上で、市長の定めた位置において行うことができる。

2 市長は、前項の営利を目的とする行為を行う者から、あらかじめ別表に定める施設使用料を徴収する。

3 既納の施設使用料は、返還しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、当該既納の施設使用料の一部又は全部を返還することができる。

(指定管理者による管理)

第6条 施設の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 施設の管理運営に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置目的を達成するために必要な業務

3 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第2条、第3条及び前条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金の収受等)

第7条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合は、法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の利用料金は、法第244条の2第9項の規定により、指定管理者が別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(損害賠償)

第8条 施設に損害を与えた者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし市長が認めたときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、施設の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

施設使用料（1日当たり）	10,000円以内
--------------	-----------

議案第23号

町家ハウスRyusuke条例について

町家ハウスRyusuke条例を次のように制定する。

町家ハウスRyusuke条例

(設置)

第1条 学生と市民の学び及び交流の場並びにまちづくり活動に関する情報交換の場を提供することにより、地域の活性化及び協働による市政の推進に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、小松市龍助町77番地に町家ハウスRyusukeを設置する。

(開館時間及び休館日)

第2条 開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は休館することができる。

(利用対象者)

第3条 利用することができる者（以下「利用対象者」という。）は、大学及び大学生、高校生、中学生、市民その他の第1条の目的に合致する者として市長が認める者とする。ただし、利用対象者の利用に支障がないときは、利用対象者以外の者に利用させることができる。

(利用の承認)

第4条 利用しようとする者は、あらかじめ申請により市長の承認を受けなければならない。利用の変更のときも同様とする。

(承認の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないものとする。

- (1) 建物、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 利用の期間が長期にわたり、他の利用に妨げがあるとき。
- (3) 政治的活動又は宗教的活動をするとき。
- (4) 反社会的な組織と認められるとき。
- (5) その他市長が利用を不適當であると認めるとき。

2 火気取扱い等利用時の厳守事項は、別に定める。

(承認の取消し等)

第6条 市長は、第4条の承認を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例の規定に違反している等その利用が不適當と認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を停止させることができる。

(使用料)

第7条 利用者は、あらかじめ別表に定める使用料及び規則で定める附属設備等使用料を納付しなければならない。

2 市長は、利用者が入場料、観覧料その他これらに類する料金を徴収する場合、又は主として営利を目的とする場合は、使用料の額の10倍以内で増額することができる。

3 市長は、公用又は公益の理由があると認めるとき、又は特に必要があると認めるときは、使用料の額の100パーセント以内で使用料を減免することができる。

(使用料の後納等)

第8条 市長は、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、当該既納の使用料の一部又は全部を返還することができる。

(特別な設備等の制限)

第9条 利用者は、特別な設備を施工し、又は備付け以外の機器を使用すると

きは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項の場合に要する費用は、利用者において負担する。

(利用後の措置)

第10条 利用者は、利用後直ちに原状に復さなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長が代わって執行し、その費用を利用者から徴収する。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、利用の承認によって生じる権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害の賠償)

第12条 建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の請求に応じ定める額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第3条から第10条まで及び前条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 建物、設備等の維持管理に関すること。
- (2) 利用の承認等に関すること。
- (3) その他管理上市長が必要があると認める業務

(利用料金の収受等)

第15条 市長は、第13条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の利用料金は、法第244条の2第9項の規定により、指定管理者が別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 町家ハウスRyusukeの利用に係る手続きその他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第7条関係）

時間区分 施設区分	午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後4時まで)	夜間 (午後5時から 午後9時まで)	全日 (午前9時から 午後9時まで)
ラウンジ	300円	400円	500円	1,200円
龍助ホール	500円	600円	700円	1,800円
楽屋	200円	300円	400円	900円
ミーティング グループ1	200円	300円	400円	900円
ミーティング グループ2	200円	300円	400円	900円
安宅	400円	500円	600円	1,500円
芭蕉	300円	400円	500円	1,200円
曳山	400円	500円	600円	1,500円

備考

- 1 時間区分を連続して使用するときの使用料は、当該時間区分の使用料の額の合計額とする。
- 2 第2条第1項の開館時間以外の時間（次項において「時間外」という。）の利用に係る使用料は、利用時間3時間ごとにこの表の夜間の時間区分に規定する額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、利用時間が3時間に満たないとき及び利用時間に3時間未満の端数があるときは、それぞれ当該利用時間を3時間とみなす。
- 3 利用対象者以外の者の利用に係る使用料は、時間区分が午前、午後又は夜間の場合にあつては、この表の使用料の額にそれぞれ500円を、時間区分が全日の場合にあつては、3,000円を、時間外にあつては、利用時間3時間ごとに1,000円をそれぞれ加えた額とする。

議案第24号

小松市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について

小松市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市コミュニティセンター条例の一部を改正する 条例

小松市コミュニティセンター条例（平成13年小松市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

あんしんはつらつセンター梅田	小松市梅田町1 1 1番地
----------------	---------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第25号

小松市手数料条例の一部を改正する条例について

小松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市手数料条例の一部を改正する条例

小松市手数料条例（平成12年小松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第80号中

「	
	530,000円
	830,000円
	1,010,000円
	1,120,000円
	1,420,000円
	1,660,000円
	3,880,000円
	5,100,000円
	6,290,000円
	1,130,000円
	1,340,000円
	1,500,000円
	1,830,000円
	2,140,000円
	4,350,000円

を

「	
	570,000円
	880,000円
	1,070,000円
	1,200,000円
	1,520,000円
	1,780,000円
	4,070,000円
	5,340,000円
	6,490,000円
	1,180,000円
	1,410,000円
	1,580,000円
	1,940,000円
	2,260,000円
	4,550,000円

に改め、

5, 570, 000円
6, 770, 000円
5, 750, 000円
7, 250, 000円
10, 700, 000円

」

5, 820, 000円
7, 070, 000円
5, 930, 000円
7, 470, 000円
10, 900, 000円

」

別表第84号中

「

410, 000円
540, 000円
700, 000円
920, 000円
1, 040, 000円
1, 600, 000円
1, 820, 000円
2, 030, 000円
490, 000円
630, 000円
990, 000円
1, 310, 000円
1, 720, 000円
3, 320, 000円
4, 060, 000円
4, 650, 000円
9, 100, 000円
12, 400, 000円
17, 000, 000円

」

を

「

420, 000円
560, 000円
730, 000円
960, 000円
1, 090, 000円
1, 660, 000円
1, 900, 000円
2, 120, 000円
530, 000円
680, 000円
1, 030, 000円
1, 410, 000円
1, 780, 000円
3, 430, 000円
4, 190, 000円
4, 800, 000円
9, 320, 000円
12, 600, 000円
17, 300, 000円

」

に改め,

別表第86号中

「			「		
	310,000円			320,000円	
	430,000円			460,000円	
	720,000円			750,000円	
	960,000円			1,020,000円	
	1,210,000円			1,300,000円	
	2,950,000円	を		3,150,000円	に改める。
	3,620,000円			3,870,000円	
	4,170,000円			4,460,000円	
	2,660,000円			2,690,000円	
	3,190,000円			3,230,000円	
	4,790,000円			4,830,000円	
」			」		

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第26号

小松市科学教育振興奨励基金条例の一部を改正する条例について

小松市科学教育振興奨励基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市科学教育振興奨励基金条例の一部を改正する 条例

小松市科学教育振興奨励基金条例（昭和55年小松市条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小松市未来教育推進基金条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 科学教育，外国語教育をはじめ，地域と世界で活躍する人間性豊かな人材を育成する教育を推進するため，小松市未来教育推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

第1条の次に次の1条を加える。

（趣旨の周知）

第1条の2 市長は，前条の目的を達成するため，基金設置の趣旨を周知するとともに，賛同する市民等から寄附金を募るものとする。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 次の各号に掲げる資金は，基金として積み立てる。

(1) 第1条を目的として指定された資金

(2) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第9条の規定により小松市に交付される交付金のうち、毎年年度予算で定める額

(3) その他予算で定める額

第4条第2項及び第5条第2項中「第2条第8号」を「第2条第2号」に改める。

第6条第1項中「科学教育振興の奨励を図るため、必要と」を「第1条の目的を達成するため必要と」に改め、同条第2項中「第2条第8号」を「第2条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第27号

小松市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例について

小松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す る条例

小松市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小松市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第36条」を「第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「，第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え，「333円を」を「1人につき217円を」に改め，「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には，そのうち1人については」及び「）を，第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には，そのうち1人については300円）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小松市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は，この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた小松市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後

の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第28号

小松市有線ラジオ放送施設の設置等に関する条例を廃止する条例について

小松市有線ラジオ放送施設の設置等に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

小松市有線ラジオ放送施設の設置等に関する条例を
廃止する条例

小松市有線ラジオ放送施設の設置等に関する条例（平成元年小松市条例第10号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第29号

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小松市国民健康保険税条例（昭和31年小松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、石川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（石川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限

る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。

)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(石川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。
)

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同項ただし書中「17万円」を「19万円」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第5条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

第21条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の小松市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第30号

小松市国民健康保険条例の一部を改正 する条例について

小松市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小松市国民健康保険条例（昭和34年小松市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（市が行う国民健康保険の事務）」に改め、同条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条を削る。

第3条の見出しを「（市の国民健康保険事業の運営に関する協議会）」に改め、同条中「協議会の委員の定数は、次の」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数は、次の」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

（被保険者とししない者）

第3条 次に掲げる者は、被保険者とししない。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は里親に委託されている児童であって、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないもの
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに収容されている者であって、収入が別に定める基準に達しないもの

第4条から第9条までを次のように改める。

（出産育児一時金）

第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4千円を支給する。

2 前項の場合において、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、同項に規定する出産育児一時金に3万円を超えない範囲内の額を加算するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（葬祭費）

第5条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、5万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（保健事業）

第6条 市は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) その他被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業

2 市は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために次に掲げる事業を

行う。

(1) 診療所（病院）の設置

(2) その他被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

3 市は、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けのために必要な事業を行う。

第7条 被保険者でない者に前条の保健事業を利用させる場合における利用料については、別に定める。

(国民健康保険税)

第8条 市は、世帯主に対して、別に定めるところにより、国民健康保険税を課する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

第10条から第14条までを削る。

第15条中「（昭和33年法律第192号）」を削り、同条を第10条とする。

第16条を第11条とし、第17条を第12条とする。

第18条に次の1項を加え、同条を第13条とする。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年小松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「国民健康保険運営協議会委員」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会委員」に改める。

議案第31号

小松市介護保険条例の一部を改正する 条例について

小松市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市介護保険条例の一部を改正する条例

小松市介護保険条例（平成12年小松市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「平成27年度」を「平成30年度」に，「平成29年度」を「平成32年度」に改め，同条第1号中「32,900円」を「37,800円」に改め，同条第2号中「51,200円」を「52,900円」に改め，同条第3号中「54,900円」を「56,700円」に改め，同条第4号中「69,500円」を「71,800円」に改め，同条第5号中「73,200円」を「75,600円」に改め，同条第6号中「87,800円」を「90,700円」に改め，同号ア中「いう。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項，第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には，当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え，同条第7号中「91,500円」を「94,500円」に改め，同条第8号中「109,800円」を「113,400円」に改め，同条第9号中「120,700円」を「124,700円」に改め，同条第10号中「139,000円」を「143,600円」に改め，同条第11号中「146,400円」を「151,200円」に改め，同条第12号中「168,300円」を「173,800円」に改め，同条第13号中「183,000円」を「189,000円」に改め，同条に次の1項を加える。

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平

成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、34,000円とする。

第12条第2項中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

第16条中「第1号」を削る。

附則第6条中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の小松市介護保険条例第3条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第32号

小松市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について

小松市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

小松市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第3章 運営に関する基準（第7条—第32条）
- 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例による。

(指定居宅介護支援事業者の指定等の申請者に関する要件)

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(基本方針)

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、関係する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供

に当たる介護支援専門員であつて常勤であるものを置かなければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あら

はじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなくてはならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 5 前項各号に規定する方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使

用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援についての利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定めるところによるものとする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、関係する市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、関係する市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して

提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を関係する市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なく介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(勤務体制の確保)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を

提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備、備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業所は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

(従業員の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、第21条の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個

人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応等)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦

情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに、関係する市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

らない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 第4条及び前2章(第29条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、同条第2項中「第4条」とあるのは「第33条において準用する第4条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と、第14条中「前条第1項」とあるのは「第33条において準用する前条第1項」と、第16条中「第4条」とあるのは「第33条において準用する第4条」と、第20条第2項中「この章」とあるのは「第33条において準用するこの章」と、第25条中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(管理者に係る経過措置)

第2条 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任

介護支援専門員を除く。)を第6条1項に規定する管理者とすることができる。

議案第33号

小松市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

小松市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小松市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成26年小松市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「介護保険施設」の次に「，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第6条第2項中「である」を「であり，利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め，同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め，同項を同条第6項とし，同条第4項を同条第5項とし，同条第3項を同条第4項とし，同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援の提供の開始に際し，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，利用者について，病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には，当該利用者に係る担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第14条第4号中「第4章」を「次章」に改める。

第15条第1項中「第41条第10項」を「法第41条第10項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第34号

小松市指定地域密着型サービスの事業 の人員，設備及び運営に関する基準等 を定める条例の一部を改正する条例に ついて

小松市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備
及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正
する条例

小松市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年小松市条例第46号）の一部を次のように改正する。

目次中 「 第4節 運営に関する基準（第60条の6―第60条の20） 」 を
「 第4節 運営に関する基準（第60条の6―第60条の20）
第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第60条の20の2・
第60条の20の3） 」

に，「第5節」を「第6節」に改める。

第1条中「第4項第1号」の次に「，第78条の2の2第2項」を加える。

第2条中第6号を第7号とし，第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第7条第1項第2号中「（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下

この章において同じ。）」を削り、同条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「次の各号に」を「次に」に改め、「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第7条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、当該」を「当該」に改め、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第192条第10項」を「第192条第14項」に改める。

第33条第3項中「、午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービス」を「、随時対応サービス」に改める。

第40条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「、当該」を「、正当な理由がある場合を除き、当該」に改め、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第48条第2項ただし書中「、3年以上」を「、1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第60条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう

。），指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。），指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい，主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい，主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は，次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。），指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。），指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。），指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が，当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。），指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練

）をいう。），指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。），指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術支援を受けていること。

（準用）

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条及び第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項並びに前節（第60条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の10第5項及び第60条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第60条の21中「前各節」を「第1節から第4節まで」に改める。

第60条の25中「， 9人」を「， 18人」に改める。

第62条第1項中「介護老人保健施設」の次に「， 介護医療院」を加える。

第66条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「3人以下とする」を「3人以下とし， ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め， 同条第2項中「第83条第7項」の次に「及び第192条第8項」を加える。

第83条第1項中「， （第7項）を「（第7項）に， 「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め， 「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え， 同条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「， 指定介護療養型医療施設」に改め， 「診療所であるものに限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え， 同条第7項中「（以下）」の次に「この章において」を加える。

第84条第3項， 第85条， 第104条第3項， 第112条第2項及び第113条中「介護老人保健施設」の次に「， 介護医療院」を加える。

第118条中第7項を第8項とし， 第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は， 身体的拘束等の適正化を図るため， 次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに， その結果について， 介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し， 身体的拘束等の適正化のための研修

を定期的 to 実施すること。

第126条第3項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第131条第4項中「のうち1人以上，及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め，同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加え，同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「，作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め，同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第139条中第6項を第7項とし，第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施すること。

第152条第3項ただし書中「この条」を「この項」に，「及びユニット型指定介護老人福祉施設」を「にユニット型指定介護老人福祉施設」に，「（平成11年厚生労働省令第39号）」を「（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）」に改め，「ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え，「又は指定地域密着型介護老人福祉施設及び」を「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設に」に改め，「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の」の次に「指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の」を加え，同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加え，同条第8項第2号中「若しくは作業療

法士」を「，作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め，同項に次の１号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第154条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第158条中第6項を第7項とし，第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第166条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は，現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため，あらかじめ，第152条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第183条中第8項を第9項とし，第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を

定期的に実施すること。

第190条中「，第177条第2項第2号中「第156条第2項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項」と，同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と，同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第190条」と，同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第190条において準用する前条第3項」と」を削る。

第192条第1項中「本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」の前に「第83条第7項に規定する」を加え，「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者，第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては，当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては，当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所，当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め，同条第6項中「本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては」の前に「第83条第7項に規定する」を加え，「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し，その処遇に支障がない場合に，当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては，当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め，同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第192条中第10項を同条第14項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第200条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第192条第9項を同条第12項とし、同条第8項中「前項」を「第7項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

- 9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指

定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

- 10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第193条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第194条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第195条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項第1号中「、登録定員」を「登録定員」に改め、「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第196条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第200条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第192条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第203条中「提供回数等の活動状況」との次に「、第88条中「第83条第

12項」とあるのは「第192条第13項」とを加える。

附則第5条及び第6条中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則第7条を附則第9条とし、同条の前に次の2条を加える。

第7条 第131条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の診療病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

第8条 第133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地

域密着型特定施設に浴室，便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

議案第35号

小松市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

小松市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

小松市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年小松市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第10条第1項中「指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え，「とする」を「し，ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当

該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改める。

第28条中「次に掲げる」を「規則で定める」に改め、同条各号を削る。

第41条第2項中「次の各号に掲げる」を「規則で定める」に改め、同項各号を削る。

第43条中「次に掲げる」を「規則で定める」に改め、同条各号を削る。

第45条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は」を「，」に改め，「のに限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第46条第3項及び第47条中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第58条中「次に掲げる」を「規則で定める」に改め、同条各号を削る。

第61条第3項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第65条第2項中「次の各号に掲げる」を「規則で定める」に改め、同項各号を削る。

第68条中「次に掲げる」を「規則で定める」に改め、同条各号を削る。

第73条第2項及び第74条中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第79条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第81条中「次に掲げる」を「規則で定める」に改め、同条各号を削る。

第84条第3項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第86条第2項中「次の各号に掲げる」を「規則で定める」に改め、同項各号を削る。

第89条中「次に掲げる」を「規則で定める」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第36号

小松市地域包括支援センターの運営及 及び職員の基準を定める条例の一部を 改正する条例

小松市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を 定める条例の一部を改正する条例

小松市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例（平成26年小松市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「介護保険法施行規則」を「介護支援専門員であって、介護保険法施行規則」に、「者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を「もの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成26年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下こ

の項において同じ。)を修了した者(「以下「平成26年度以前修了者」という。」に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(この条例による改正後の小松市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例(以下「新条例」という。))第3条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修(同規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。))のうち最初のものをいう。以下同じ。)については、新条例第3条第1項第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日)までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。

- 2 前項の規定により新条例第3条第1項第3号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。
- 3 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には適用しない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、平成29年3月31日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。

議案第37号

小松市後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例について

小松市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す る条例

小松市後期高齢者医療に関する条例（平成20年小松市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「，次の各号に」を「，次に」に改め，同条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え，「同項に規定する病院等をいう」を「法第55条第1項に規定する病院等をいう」に，「際，本市に」を「際に本市に」に改め，同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え，「際，本市に」を「際に本市に」に改め，同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え，「同号」を「法第55条第2項第2号」に，「際，本市に」を「際に本市に」に改め，同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって，国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け，これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

議案第38号

小松市水道事業及び下水道事業の設置 等に関する条例の一部を改正する条例 について

小松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

小松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条 例の一部を改正する条例

小松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年小松市条例
第41号）の一部を次のように改正する。

別表第3に次のように加える。

那谷地区農業集落排水施設	那谷町の一部
--------------	--------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第39号

小松市農業集落排水処理施設維持管理 基金条例の一部を改正する条例につい て

小松市農業集落排水処理施設維持管理基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市農業集落排水処理施設維持管理基金条例の一 部を改正する条例

小松市農業集落排水処理施設維持管理基金条例（平成4年小松市条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小松市農業集落排水処理施設基金条例

第1条中「維持管理費」の次に「及び施設改良事業費」を加え、「小松市農業集落排水処理施設維持管理基金」を「小松市農業集落排水処理施設基金」に改める。

第4条中「この基金に繰り入れる」を「第1条に規定する経費に充てる」に改める。

第6条中「排水処理施設維持管理」の次に「及び施設改良事業」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

小松市病院事業の設置並びに管理条例 の一部を改正する条例について

小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正 する条例

小松市病院事業の設置並びに管理条例（昭和41年小松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表病院の項診療科目の欄中「，消化器外科」の次に「，緩和ケア科」を加える。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

議案第41号

公立大学法人公立小松大学中期目標について

次のとおり公立大学法人公立小松大学中期目標を制定したいので、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定により、議会の議決を求める。

公立大学法人公立小松大学中期目標

基本的な目標

公立小松大学は、平成30年（2018年）、白山麓から日本海に至る豊かな自然と、産業・文化・国際・健康・教育都市としての伝統を背景に、小松市民によって設立された。市民から愛され、地域とともに育ち、世界に開かれた大学を目指す。

公立小松大学は、これまで地域で培われてきた教育資源と教育実績を礎として、「生産システム科学部 生産システム科学科」と「保健医療学部 看護学科、臨床工学科」及び「国際文化交流学部 国際文化交流学科」の3学部4学科を擁し、科学技術の進歩、少子高齢化、グローバル化等現在から将来にわたる国内外の状況に対応できる人材育成を行うため、次の三つを基本的な目標とする。

- (1) 地域と世界で活躍する専門性に優れ人間性豊かな人材を育成する。
- (2) 持続可能な社会のため、生産システムや保健医療の科学技術を革新し、異文化交流を推進する。
- (3) 地域に貢献し、支えられ、活力と幸せに富む地方を共創する。

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成30年（2018年）4月1日から平成36年（2024年）3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、公立小松大学に、次の学部学科を置く。

学部	学科
生産システム科学部	生産システム科学科
保健医療学部	看護学科、臨床工学科
国際文化交流学部	国際文化交流学科

Ⅱ 教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 共通教育

学生の学習意欲を高め、基礎的な学力と豊かな人間性を涵養するために、導入科目、一般科目及び外国語科目を開講する。また、専門領域を超えた分野横断的な教育を行い、学生の交流と幅広い視野・思考力・総合力の育成に努める。大学が立地する小松市はもとより日本、世界の歴史や文化の理解を高める。

(2) 専門教育

確かな基礎知識と高度な専門能力の修得に向けた講義、演習を行うとともに、実践的な課題解決型学習を行う。これにより、主体的な学びの姿勢を育み、日本と世界に広く通用しうる課題発見・解決能力の醸成を図る。

(3) 入学者選抜

大学の入試広報を積極的・計画的に行い、アドミッションポリシーに
もとづいて目的意識・学習意欲・学力の高い入学者確保に努める。

(4) 学生支援

地域との連携・協力のもとに、教職員が一体となって組織的に学生一人ひとりの学業・生活を支援する。また、学生が1年次から自ら目指すべき将来像を明確にし、社会的・職業的自立を図るために必要となる能力を形成できるようキャリア教育を充実させるとともに、キャリアサポートセンター等によるキャリア形成支援を行う。

(5) 地域の教育機関との連携と大学院

地域の教育機関等と連携し、望ましい高大接続のあり方に向けた改革を行う。また、地域の小学校・中学校・高等学校等との連携・協力により、子どもたちの教育の充実を支援する。

社会の諸問題を解決し、また、教員・学生の質の向上を図るため、経費等につき十分検証しながら、大学院設置の可能性を追求する。

(6) 社会人教育

身近な学びの拠点として、社会人教育プログラム、市民公開講座等を実施するとともに、附属図書館、英語カフェ等の施設の市民利用を図り、地域の人びとが学びに触れ、自らを豊かにする場を創出する。

◎教育に関する成果を評価する項目として、以下のものを掲げる。

- ・ 志願倍率
- ・ 学生の満足度（授業内容、学生支援）
- ・ 外国語能力検定試験結果
- ・ 学部標準修業年限卒業率
- ・ 就職希望者の就職率
- ・ 国家試験合格率
- ・ 市民公開講座開講数
- ・ 市民による施設利用度
- ・ インターンシップ参加者数

2 研究に関する目標

(1) オリジナルな研究の推進

南加賀の研究拠点として、特色ある基礎研究、応用研究、学際研究、分野融合型研究に取り組み、発明・発見と新たな学術分野の開拓に努めるとともに、成果を世界に発信する。併せて、地域が抱える課題解決や住みよさ向上等のニーズに応じた研究を組織的に推進する。

(2) 共同研究

地域における「知の源泉」として研究を活性化させ、地域とともに発展していくため、他大学、企業等と共同研究や受託研究等の産官学連携を推進する。

(3) 外部資金

研究を充実・発展させるため、科学研究費補助金等の外部資金の獲得に向けた組織的な取組みを推進し、自己財源確保に努める。

◎研究に関する成果を評価する項目として、以下のものを掲げる。

- ・学会発表数
- ・論文・著書数
- ・共同研究・受託研究数
- ・科学研究費補助金等獲得件数

3 国際交流に関する目標

(1) 海外大学等との交流

協定締結校を開拓するとともに、海外大学等との教職員・学生交流、国際共同研究、シンポジウム・セミナー開催等を推進する。これにより、公立小松大学独自の国際的な教育研究シーズの育成を図る。

(2) 地域における国際貢献

「国際都市こまつ」の一層の推進に資するため、地域の国際活動や国際関連課題解決に協力し、地域と世界の懸け橋としての役割を果たす。

◎国際交流に関する成果を評価する項目として、以下のものを掲げる。

- ・留学生受入・派遣数
- ・海外大学等との交流協定締結数
- ・国際共著論文数
- ・国際シンポジウム・セミナー等参加・開催数

Ⅲ 地域貢献に関する目標

1 地域貢献のための体制構築と地域との連携活動の推進

教育研究成果及び大学がもつ知的資源の社会への還元を果たし、もってまちの活力と未来を創生するため、地域の企業、医療・福祉施設、教育機関等との多様な連携を構築し、ものづくり、健康福祉、教育、文化、観光等の領域における地域との連携活動を推進する。

2 社会人教育（再掲）

身近な学びの拠点として、社会人教育プログラム、市民公開講座等を実施するとともに、附属図書館、英語カフェ等の施設の市民利用を図り、地域の人びとが学びに触れ、自らを豊かにする場を創出する。

3 学びをまちの活力に

多くの企業、施設、店舗、町内会等の理解のもとに、サークル活動やボランティア活動を含む学生生活を広くまち全体で展開し、若者のエネルギーがみなぎる「まちなかキャンパス」づくりを推進する。

◎地域貢献に関する成果を評価する項目として、以下のものを掲げる。

- ・市民公開講座開講数（再掲）
- ・市民による施設利用度（再掲）
- ・連携施設・店舗等の数
- ・学生ボランティア件数・人数
- ・地域行事等協力件数

IV 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

(1) 機動的な管理体制の構築と適切性の確保

経営の責任者である理事長と教学の責任者である学長のリーダーシップのもとに、各種組織・会議の役割と責任を明確にし、速やかで適確な大学運営を行う。

(2) 人材育成の強化

公立小松大学としてふさわしい組織風土の醸成に努め、教職員全員が法人の目的及び自らの役割を認識した上でそれぞれの専門性を活かし、一体となって教育・研究・地域貢献等の機能を最大化させる。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

教育、研究に対する社会的ニーズを踏まえつつ、大学がその特色を活かしてより適切に機能し得るよう、教育研究組織について適宜見直しを行う。

3 人事の適正化に関する目標

(1) 人事管理の適切な運用

適材適所の人材配置を行うとともに、教職員の資質向上のための研修制度を整備する。また、教職員のエフォート及び実績を適切に評価する制度を構築することによって、教職員のモチベーションを高め、教育研究活動及び業務の活性化を図る。

(2) 教職員の採用

教職員の採用は、中長期的な視点に立つて行うものとし、原則として公募により行う等、公平性、透明性及び客観性が確保される制度を構築する。また、採用にあたっては、次代を担う教職員を育成していくため、バランスのとれた教職員構成となるよう取り組む。

4 大学運営の効率化・合理化等に関する目標

財源及び人的資源を効率的かつ合理的に運用できる組織体制を整備するとともに、適宜、機能強化に向けた取り組みや見直しを行う。また、事務処理の最適化、外部委託の活用、情報化の推進等により、業務の効率化・合理化を図る。

◎業務運営の改善及び効率化に関する成果を評価する項目として、以下のものを掲げる。

- ・業務改善実施件数
- ・FD・SDに関する取り組み件数

V 財務内容の改善に関する目標

1 自己収入の増加に関する目標

(1) 学生納付金

法人運営における基礎的な収入である学生納付金については、入学定員の確保や社会情勢、他大学の水準及び法人収支の状況を勘案して、適切な料金設定と安定した収入確保に努める。

(2) 外部研究資金等の獲得

学生納付金及び運営費交付金に加え、科学研究費補助金をはじめとする競争的研究資金の獲得や、産学官連携、地域連携による共同研究費、受託研究費の確保に努める。また、基金・寄附金制度の設立等財源確保に向けて取り組む。

2 経費の抑制・効率化に関する目標

安定的な大学運営を行うため、収支計画、資金計画、人員配置計画、施設・設備計画等を策定することにより、法人全体の収支構造を中長期的に把握するとともに、業務の効率化、契約方法の合理化、無駄の防止を図る業務改善、教職員のコスト意識の徹底等により経費の縮減に努める。

3 資産管理の改善に関する目標

大学施設や知的財産等、法人が保有する資産の適正な管理を図るとともに、資産の有効な活用に努める。

◎財務内容の改善に関する成果を評価する項目として、以下のものを掲げる。

- ・ 志願倍率（再掲）
- ・ 自己収入比率
- ・ 外部研究資金比率
- ・ 教育研究経費比率
- ・ 施設稼働率（休日・夜間）

VI 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

大学の自己点検・評価体制を整備し、自己点検・評価を定期的を実施するほか、小松市公立大学法人評価委員会が行う法人評価の結果と併せ、大学運営を継続的に見直す。

2 情報公開と情報発信の推進に関する目標

(1) 積極的な情報提供の推進

公共性を有する法人として、法人経営・大学運営の透明性を確保するため、教育研究活動や業務運営等に関する積極的な情報提供を行う。

(2) 効果的な広報活動の推進

大学が行う活動について広く社会に示すとともに、地域の理解を得ていくため、大学の広報や情報発信を組織的に行うための体制を構築し、特色ある教育研究活動や地域連携等の活動に関する広報を行う。

◎自己点検・評価及び情報の提供を評価する項目として、以下のものを掲げる。

- ・広報誌等を通じた広報活動の状況

VII その他業務運営に関する目標

1 施設設備の整備及び活用に関する目標

良好な教育研究環境の維持・向上のため、中長期的な構想に基づき、施設設備の充実整備を図る。

2 安全衛生管理に関する目標

学生及び教職員の健康及び安全を確保する体制を構築する。また、災害等による被害の発生に備えてリスク管理を徹底するとともに、災害等が発生した場合に適切かつ迅速に対応できる危機管理体制を整備する。さらに、個人情報を含む情報セキュリティ対策を講じる。

3 法令遵守等に関する目標

(1) 法令遵守及び人権の尊重

全ての学生や教職員に対して法令遵守を徹底し、適正な教育研究活動と業務運営を行う。また、人権を尊重し、全ての人がいきいきと活躍できる環境を、ソフト・ハード両面から整備する。

(2) 内部監査体制の確立

内部監査のための体制を整備し、内部監査を適正に実施する。

(3) 環境保全の推進

環境に配慮した業務運営を行い、省エネルギーやリサイクルを推進するとともに、廃棄物の適正な処理と減量化に努める。

◎その他業務運営を評価する項目として、以下のものを掲げる。

- ・法令遵守等に係る研修・説明会の開催状況

議案第42号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、下記の道路を市道路線に認定する。

記

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長	幅 員	主要な 経過地
月 津 24-060	四丁町矢田野線	四丁町は80番1地先 矢田野町へ20番1地先	メートル 1,427.1	メートル 5.5～18.8	

議案第43号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画 の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により，小松市の辺地総合整備計画を次のとおり定める。

総 合 整 備 計 画 書

石川県小松市旧大杉谷村・旧新丸村・旧西尾村辺地

(辺地の人口 297人 面積 172.70km²)

1 辺地の状況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

赤瀬町，池城町，岩上町，大杉町，尾小屋町，小原町，観音下町，新保町，津江町，西俣町，波佐羅町ト，波佐羅町ヌ，花立町，松岡町，丸山町，光谷町

(2) 地域の中心の位置

波佐羅町ト52番地

(3) 辺地度点数 159点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

市中心部から約20kmに位置する当地域の利便性の向上のため，道路橋りょう及び林道を整備する。また，豊かな自然環境を活用した観光レクリエーション施設や社会教育施設を整備し，当地域の活性化を図る。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度から平成34年度までの5年間

(単位千円)

施 設 名	事 業 主 体	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路橋りょう	小松市	14,000	7,700	6,300	6,300

林道	石川県	125,000		125,000	125,000
林道	小松市	155,000	101,000	54,000	54,000
社会教育施設	小松市	200,000		200,000	200,000
観光レクリエーション施設	小松市	350,000		350,000	350,000
計		844,000	108,700	735,300	735,300

議案第44号

財産の譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により，下記のとおり財産を無償で譲渡することについて，議会の議決を求める。

記

1 財産の内容

所 在	地 目	地 積
小松市東山町よ63番2	宅 地	128.21平方メートル
小松市東山町よ64番	宅 地	400.00平方メートル

- 2 相手方 小松市東山町よ64番地
東山町内会
会長 谷口 潤一

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により，次の事項につき専決処分したので，同条第2項の規定によりこれを報告する。

- | | |
|---------|--|
| 専決第 6 号 | 小松市税条例の一部を改正する条例 |
| 専決第 7 号 | 小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 専決第 8 号 | 損害賠償の額を定めることについて |

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成29年12月28日

小 松 市 長 和田 慎司

小松市税条例の一部を改正する条例

小松市税条例の一部を改正する条例

小松市税条例（昭和34年小松市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第39条の2第2項中「第2条第2項」を「第2条第4項」に改める。

第57条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成30年1月26日

小 松 市 長 和田 慎司

小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年小松市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）の施行の日（平成30年4月1日）から施行する。

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成30年2月8日

小 松 市 長 和田 慎司

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

平成29年11月14日発生の交通事故に係る損害賠償の額は、次のとおりとする。

記

1 相手方

2 損害賠償額 金401,198円

3 事故の概要 平成29年11月14日午前10時30分頃、岡本タイヤ商会
駐車場において、管財課職員の運転する市公用車が、
国道305号に出ようとバックで移動したところ、停車
中の相手方車両後方部とバンパーに接触し、損害を与
えたもの。